

世界遺産検定
2級学習ツール②
2020.04

① 世界遺産の登録基準が定められているのは何か。

(.....)

② 建築技術や科学技術の発展を証明する遺産に認められる登録基準は何か。

登録基準 (.....)

③ 絶滅危惧種の生息域で、生物多様性を示す遺産に認められる登録基準は何か。

登録基準 (.....)

④ 人類が歴史上で犯してきた過ちを記憶にとどめ繰り返さないように教訓と

するための「負の遺産」と考えられる遺産を2つ書きなさい。

(.....)

(.....)

⑤ 世界遺産委員会で出される決議を4つ、段階の上から順に書きなさい。

(.....)

(.....)

(.....)

(.....)



2級学習ツール② 解答 (2020.04)

① 世界遺産条約履行のための作業指針

「世界遺産条約履行のための作業指針」では、世界遺産の登録基準や世界遺産登録の手順、危機遺産の登録基準などが定められています。

② 登録基準 (iv)

人類の歴史上において代表的な段階を示していることも重要なため、『シドニーのオペラハウス』のように代表的な段階を示していないものには認められません。

③ 登録基準 (x)

日本で唯一この登録基準が認められているのは『知床』です。また日本の自然遺産は4件全てで登録基準 (ix) が認められています。

④ 『アウシュヴィッツ・ビルケナウ：ナチス・ドイツの強制絶滅収容所

(1940-1945)』『ゴレ島』『広島平和記念碑 (原爆ドーム)』『ロベン島』など戦争犯罪や奴隷貿易、人種差別などの歴史を伝える遺産が「負の遺産」と考えられていますが、世界遺産条約の中で「負の遺産」は定義されていません。

⑤ 「登録」「情報照会」「登録延期」「不登録」

4段階の決議が出されます。「情報照会」と「登録延期」の決議の場合は、次回以降の世界遺産委員会で審議しなおすことができますが、「不登録」決議が出された場合は、再び世界遺産登録を目指すことはできません。